

介護保険法施行規則の改正に伴う地域包括支援センターの人員配置基準の緩和について

1 概要

令和6年3月29日に「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」が公布、4月1日から施行された。(最長1年間の経過措置)

市町村が従うべき基準の改正が行われたことから、東京都台東区地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部改正を行う。

2 改正の内容

《現行》

一の区域内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合

- ① 保健師その他これに準ずる者 1人
- ② 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- ③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

3人の専従・常勤の職員が必要

《改正》

地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合

- (1) 常勤換算方法によることを可能とする。
- (2) 複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第1号被保険者の合計数に応じた常勤の職員を個々の地域包括支援センターに振り分けて配置することで、配置基準を満たすことを可能とする。(一の地域包括支援センターは、3職種のうちいずれかの2以上の常勤職員の配置が必要)

3 今後の予定

令和7年 4月1日 条例施行

(参考) 厚生労働省資料抜粋

複数の地域包括支援センターの担当する区域の第1号被保険者数を合算する場合



第24号議案 東京都台東区地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(人員の基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満<u>の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数</u> <u>(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)</u>が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。次項及び第3項において<u>同じ。)</u>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員 <u>(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)</u> その他これに準ずる者 1人</p> <p><u>2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、前項各号に掲げる常勤の職員の員数に、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね2,000人まで増加するごとに同項各号に掲げる者のいずれか1人を増員した員数とする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おお</u></p>	<p>(人員の基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満<u>ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員 <u>(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)</u> その他これに準ずる者 1人</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

むね3,000人以上6,000人未満の場合は第1項各号に掲げる常勤の職員の員数を、おおむね6,000人以上の場合は前項に規定する常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ第1項又は前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第1項各号に掲げる者のうちから2人とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000	専らその職務に従事する常勤の

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して東京都台東区が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。））において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000	専らその職務に従事する常勤の

<p>人以上3,000人未満</p>	<p><u>第1項第1号</u>に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</p>	<p>人以上3,000人未満</p>	<p><u>前項第1号</u>に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</p>
<p>(削除)</p>		<p><u>3 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合の人員配置基準は、第1項各号に規定する員数に、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね2,000人まで増加するごとに同項各号に掲げる者のいずれか1人を増員した員数とする。</u></p>	

付 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。